⑷　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　入札説明書を３⑶の交付方法により直接入手した者であること。なお、電子調達システムによる入手時は、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」を必ず選択すること。選択しなかった場合は、質問回答等で資料追加した際に、更新通知が届かず、適正な申請書等を作成できないことから、競争参加資格を与えない。

⑻　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑼　平成17年度以降に、以下の①に示す機関等が発注した以下の②に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了（令和２年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。なお、履行実績は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」若しくは「電気通信工事」の施工実績又は製造実績をもって代えることができる。

①　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。ただし、(a)から(c)の機関が発注した業務の場合は、再委託でもよい。

(a)　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

(b)　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

(c)　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

(d)　民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

②　対象設備は、次の(a)から(n)までのいずれか一つとする。

(a)多重無線設備　(b)端局設備　(c)遠方監視設備　(d)交換設備　(e)長距離（30㎞以上）用光伝送設備　(f)移動体通信設備　(g)模写電送設備　(h)衛星通信設備　(i)ネットワーク設備　(j)高圧受変電設備　(k)非常用又は自家用発電設備（10kVA以上）　(l)防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）　(m)ＣＣＴＶ設備　(n)道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備

⑽　本業務の配置予定管理技術者は申請書及び資料等の提出期限の時点で次の①から⑥のいずれか一つの条件を満たす者であること。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備について、保守若しくは点検業務（再委託の実績を含む）の履行実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」若しくは「電気通信工事」の施工実績又は製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

②　専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

③　学校教育法による高等学校、専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者。

④　上記①、②及び③以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

⑤　以下のいずれかの資格を有する者。

(a)　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））

(b)　技術士（電気電子部門）

(c)　一級又は二級電気工事施工管理技士

(d)　第一種電気工事士

⑥　以下のいずれかの資格を有する者で、３年以上の業務経験を有する者。

(a)　第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

(b)　第二種電気工事士

(c)　第一級又は第二級総合無線通信士

(d)　第一級又は第二級陸上無線技術士

(e)　第一級陸上特殊無線技士

⑾　本業務の配置予定管理技術者は、上記⑽の条件に加えて、契約締結時点で次の①及び②の条件を満たす者であること。

①　通常の業務時間において４時間以内に履行場所（紀勢国道事務所）に到着できる場所を主たる勤務地としていること。

②　配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的とは３ヶ月以上とする。

⑿　配置予定管理技術者は、次の①及び②の条件を満たす場合、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

①　契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）が、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む。ただし、複数年契約の業務については、令和２年度の年割り額とする）。

②　本業務の管理技術者が他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに、兼務しようとする業務の概要を発注者に届出なければならない。また、管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記①の条件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)から(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a)　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

(b)　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有する者。

(c)　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⒀　配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記⑽⑾⑿の条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

⒁　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

電子調達システム　https://www.geps.go.jp

〒515―0005 三重県松阪市鎌田町144―６

国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所経理課契約係　小川　政昭　電話0598―52―5361　内線224　ＦＡＸ0598―52―5371

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先に同じ

⑶　入札説明書の交付場所及び交付方法　電子調達システムにより交付する（「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」を選択しなかった場合は、質問回答等で資料追加した際に、更新通知が届かず適正な申請書等を作成できないことから、競争参加資格を与えない。なお、誤って選択しなかった場合は、３⑴問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと）。また、やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手が出来ない場合は、交付若しくは託送（着払い）を行うので、３⑴問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと。